

鶴岡市 U・I ターン就職活動交通費等支援事業補助金に係る QA

※主な QA については、[チラシ](#)にも掲載しています。

Q1. 移動手段は、飛行機・JR・高速バスのどの手段でもよいのか？

A1. 公共交通機関であればいずれでも対象となります（タクシー・自家用車は対象になりません）。

Q2. 例えば、東京―鶴岡間を飛行機を使わず地上移動すると

- ・東京―（新幹線）―仙台―（高速バス）―鶴岡
- ・東京―（新幹線）―山形―（高速バス）―鶴岡
- ・東京―（新幹線）―新潟―（特急）―鶴岡

などのパターンがあるが、どのルートでもよいのか？

A2. 経路については、最短経路に限定していません。そのため、東京からの場合、新潟経由、仙台経由、山形市経由は、公共交通機関を利用した通常想定される経路であり、特段別の目的のために遠回りしたり、関係のない目的地を経由したりといったことがない限りは、補助対象として取り扱います。判断に迷う場合は申請前にご相談ください。

Q3. 飛行機の場合、早割と直前購入では金額が変わるが、どちらだとしても補助対象になるのか？

A3. いずれでも対象経費×1/2（上限3万円）で算定します。

Q4. 行程上にある実家等に立ち寄った際には、補助対象になるか？

A4. 実家等への立ち寄りが、本来の移動経路上にあり、就職活動地までの移動として通常想定される経路である場合は、当該区間の交通費を補助対象として取り扱います。

一方、実家等への帰省など私的な目的による移動区間や、駅・空港等から実家等までの移動区間は、就職活動のための移動とは認められないため、補助対象外となります。

【例①】

東京在住の方が、実家（名古屋市）に立ち寄った後に鶴岡市で就職活動を行う場合

- ・名古屋～東京：対象外（帰省に係る移動）
- ・東京～鶴岡：対象

【例②】

東京在住の方が、実家（札幌市）に立ち寄った後、飛行機で鶴岡市へ向かう場合

（仙台空港経由・山形空港経由・羽田空港経由など、通常想定される経路である場合）

- ・札幌～各空港：対象外（帰省に係る移動）
- ・各空港～鶴岡：対象

個別の事情により判断が異なる場合がありますので、判断に迷う場合は申請前にご相談ください。